

改正案

現行

（常務に従事する理事の兼職の認可の申請）

第七条 船主相互保険組合の常務に従事する理事は、法第三十六条第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該船主相互保険組合を経由して金融監督庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の会社又は組合が保険会社若しくは外国保険会社等又は船主相互保険組合の場合にあつては、第四号の書類を添付することを要しない。

一五（略）

（責任準備金の積立て）

第十四条 組合は、毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を責任準備金として積み立てなければならない。

一 普通責任準備金 次に掲げる金額のうちいずれか大きい金額

イ（略）

ロ 当該事業年度における収入保険料の額から、当該事業年度に保険料を収入した保険契約のために支出した保険金、返戻金、支払備金

（法第四十四条第二項において準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第一百七十七条第一項の支払備金をいう。以下同じ。）及び当

（常務に従事する理事の兼職の認可の申請）

第七条 船主相互保険組合の常務に従事する理事は、法第三十六条第二項において準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第八条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該船主相互保険組合を経由して金融監督庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の会社又は組合が保険会社若しくは外国保険会社等又は船主相互保険組合の場合にあつては、第四号の書類を添付することを要しない。

一五（略）

（責任準備金の積立て）

第十四条 組合は、毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を責任準備金として積み立てなければならない。

一 普通責任準備金 次に掲げる金額のうちいずれか大きい金額

イ（略）

ロ 当該事業年度における収入保険料の額から、当該事業年度に保険料を収入した保険契約のために支出した保険金、返戻金、支払備金

（法第四十四条第二項において準用する保険業法第一百七十七条第一項の支払備金をいう。以下同じ。）及び当該事業年度の事業費を控除

該事業年度の事業費を控除した金額

二
(略)

した金額

二
(略)